

政令第三百七十六号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十五条の四第一項及び第七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第六号及び第七号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「電気通信事業法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条の前に次の一条を加える。

（登録講習機関に係る登録の有効期間）

第一条 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

別表第一中「（第五条関係）」を「（第六条関係）」に改める。

別表第二中「（第十条関係）」を「（第十一条関係）」に改め、五の項を六の項とし、四の項を五の項と

し、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

| |
|--|
| 三 法第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者 |
|--|

| |
|---------|
| 二八、八〇〇円 |
|---------|

別表第二の備考中「三の項」を「四の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第三条第四号及び第四条第六号」を「第四条第四号及び第五条第六号」に改め

る。

理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、登録講習機関に係る登録の有効期間を定めるとともに、総務大臣が行う講習を受けようとする者に係る手数料の額を定める必要があるからである。